

## 登別市特定教育・保育施設給食推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、登別市内の特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第1項第1号に規定する認定こども園又は第3号に規定する保育所をいう。）を利用する子どもに対し主食を提供するとともに、その費用を補助することにより、保護者の負担軽減を図り、もって食を通じた児童の健全育成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

### (対象児童)

第3条 主食の提供の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、法第19条第1項第2号に該当する者として、法第20条第3項の規定による認定を登別市から受けた子どもとする。

### (主食費の額)

第4条 主食の提供に要する費用に相当する額（以下「主食費」という。）は、対象児童1人につき月額3,000円以内とする。

2 対象児童が月の中途に入所又は退所する場合は、前項の額を25で除し、当該月の給食実施日数（その日数が25日を超える場合は25日）を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

### (補助対象者)

第5条 主食を提供した登別市内の特定教育・保育施設（登別市保育所条例（平成10年条例第3号）第2条に規定する保育所を除く。）の長（以下「施設長」という。）は、対象児童の支給認定保護者から徴収すべき前条の主食費を減免したときは、同条の額を限度として、市長に対し登別市特定教育・保育施設給食推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請することができる。

### (補助金の交付)

第6条 市長は、前条の申請に基づき、当該減免額について、第4条の額を限度として、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

### (交付申請等)

第7条 補助金の交付を希望する施設長（以下「申請者」という。）は、特定教育・保育施設給食推進事業補助金交付（変更）申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）

(2) 収支計画書（別記様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、特定教育・保育施設給食推進事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）又は特定教育・保育施設給食推進事業補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する交付決定通知書を増額又は減額変更するときは、変更交付決定通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

(実績報告等)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、事業を終了したときは、事業の終了した日の翌日から起算して30日以内に登別市特定教育・保育施設給食推進事業実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 収支決算書（別記様式第8号）

(2) 領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(返還等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 第5条に規定する補助対象者でなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づき市長が付した条件に違反したとき。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、次に掲げる事業の関係書類について、日常的に整備するとともに、事業の完了後5年間保管するものとする。

(1) 利用児童の利用状況等に関する諸記録

(2) 給食費を徴収する場合にあっては、収納状況に関する帳票類

(3) 事業の収支に関する帳票類

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 29 年告示第 55 号）  
この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

登別市特定教育・保育施設給食推進事業補助金交付（変更）申請書

登別市長 様

申請者 所在地  
施設名  
設置者名

印

年度登別市特定教育・保育施設給食推進事業補助金の交付を受けたいので、登別市特定教育・保育施設給食推進事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請金額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書（別記様式第2号）
  - (2) 収支計画書（別記様式第3号）
  - (3) その他関係書類



別記様式第3号（第7条関係）

（補助対象事業）収支計画書

（新規・変更・廃止）

年 月 日

【 年度】 施設・事業所名 \_\_\_\_\_

（収入の部）

収入項目	摘要項目	予算額	備考
市補助金			
会費・負担金			
その他			
合計			

（支出の部）

支出項目	摘要項目	予算額	備考
事業費			
その他			
合計			

年度 特定教育・保育施設給食推進事業補助金交付決定通知書

申請者 所在地  
施設名  
設置者名

年 月 日付で申請のありました標記補助金について、登別市特定教育・保育施設給食推進事業実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

年 月 日

登別市長

印

記

1 補助金の額は、次のとおりとします。

交付決定額 円

2 この補助金は、本目的以外に使用してはなりません。

3 申請の内容に変更が生じたときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、補助金の額に変わりがなく軽易な変更の場合は、その限りではありません。

4 事業が期限内に完了する見込がない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。

5 この交付決定に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備保管しなければなりません。

6 事業が終了した日の翌日から起算して30日以内に事業実績報告書及び収支決算書を提出してください。

7 前項の内容及び事業の実績とその成果並びに出納の状況を監査することがありますが、これを拒むことができません。

8 前項の条件に違反し、又は事業執行予算に対して支出額がいちじるしく減少した場合は、補助金を減額し、又は取消することがあります。この場合既に補助しました金額の一部又は全部の返還を求めることがあります。

9 この交付決定通知書により補助金の請求をするときは、本書の謄本を添付してください。

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

様

登別市長

年度 特定教育・保育施設給食推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、次の理由により交付しないことを決定しましたので、通知します。

不交付の理由	
--------	--

年度 特定教育・保育施設給食推進事業補助金変更交付決定通知書

申請者 所在地  
施設名  
設置者名

年 月 日付け登 第 号で交付を決定いたしました標記補助金について、登別市特定教育・保育施設給食推進事業実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり変更しましたので通知します。

年 月 日

登別市長

印

記

- 1 補助金の額を 円から \_\_\_\_\_ 円に変更します。
- 2 交付しました補助金のうち \_\_\_\_\_ 円については、 年 月 日までに返還してください。

別記様式第7号（第9条関係）

登別市特定教育・保育施設給食推進事業実績報告書

年 月 日

登別市長 様

住 所

施設名

代表者

印

年 月 日付で交付（変更交付）の決定を受けた 年度登別市特定教育・保育施設給食推進事業が終了したので、登別市特定教育・保育施設給食推進事業実施要綱第9条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付対象経費 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

(1) 事業実績報告書（事業の成果等の資料を添付してください。）

(2) 収支決算書（別記様式第8号）

(3) 領収書の写し

別記様式第8号（第9条関係）

収支決算書

年 月 日

【 年度】 施設・事業所名 \_\_\_\_\_

(収入の部)

収入項目	摘要項目	決算額	備考
市補助金			
会費・負担金			
その他			
合計			

(支出の部)

支出項目	摘要項目	決算額	備考
事業費			
その他			
合計			